

## ◆第三管理区分測定（呼吸域測定）◆

第三管理区分における呼吸用保護具の選定には呼吸域測定が必要です。

労働安全衛生法では令和6年4月より、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に相当し、作業環境管理専門家により改善困難と判断された場合に、呼吸用保護具の着用によるばく露防止対策を講じることが義務付けられました。

ばく露防止対策を講じる場合、作業者の方の呼吸域付近に個人サンプラーを装着して有害物質の濃度測定を行い、その濃度から要求防護係数を算出します。この値を上回る指定防護係数の呼吸用保護具を選定することになります。

### 第三管理区分測定(呼吸域測定)の測定事例

- ・石灰のフレコン詰め作業における粉じんの測定
- ・橋梁塗膜剥離作業における鉛の測定
- ・金属製品脱脂作業におけるジクロロメタンの測定
- ・塗装作業におけるキシレン等の塗料成分の測定

個人サンプラー装着状況



個人サンプラー



弊社の作業環境測定士が、事業者の方から作業状況を事前にヒアリングしたうえで計画を立案し測定を行います。また、労働基準監督署の届出に必要な意見書を弊社の作業環境管理専門家が作成します。弊社までお問合せください。

お問い合わせ先

**株式会社 分析センター** URL <https://www.analysis.co.jp/>

環境評価事業部 〒131-0032 東京都墨田区東向島1丁目12番2号

TEL 03-3616-1612 FAX 03-3616-1615

会社HP

分析無料ご相談

